



公 告

森林経営管理法第 43 条第 8 項の規定に基づき、集約化構想の案を作成したので、次のとおり公告し、当該集約化構想の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該集約化構想の案に意見ある者は、縦覧期間が完了するまでに、大館市長に対し、理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

令和 8 年 9 月 8 日

大館市長 石 田 健 佑

記

1 縦覧に供する書類

大館市岩野目地区の一部における集約化構想（案）

※詳細は別紙集約化構想案の通り

2 集約化構想対象区域

大館市岩野目地区の一部（林班：32,33,34,36,37 の各一部）

3 縦覧期間

令和 8 年 9 月 9 日（水）から令和 8 年 9 月 23 日（水）まで

4 縦覧場所

大館市産業部林政課

※大館市ホームページにて閲覧できます。

5 意見の提出

ご意見のある方は、縦覧期間終了日までに大館市産業部林政課（大館市字三ノ丸 13-19）まで、書面で意見書を提出してください。